

# 古代日本における対唐観の研究

——「対等外交」と国書問題を中心に——

森 公章

## はじめに

古代日本の国際関係において主要な位置を占めたのは、朝鮮諸国（含渤海）と中国諸王朝であった。従来、外交史の分野では、通交の事実、文化的・人的交流の面などでは膨大な研究蓄積が行われ、日本とこれらの国々との関係が解明されてきた。しかし、外交のシステム面、外交意識、使人の迎接（賓礼）、国書、外交機関・機構など、には、なお論意不十分な点があるといつて過言ではない。

ただ、上記二地域のうち、朝鮮諸国は、古代日本の国際関係の主要部分を占め、史料も比較的豊富なことから、近年、システム面においても着実な研究が行われてきた。例えば本稿の関心と関わる律令国家の対外意識については、七世紀末の律令国家成立期に、朝鮮諸国を「蕃国」・服属国と見なす意識が確立し、これが八世紀の朝鮮との通交形態をも規定したことが指摘されており、また律令国家に変容が見られる九世紀以降に關しても、優れた考察が呈されている<sup>(1)</sup>。その他、賓礼や国書の検討などにも、堅実な成果が見られる<sup>(2)</sup>。

一方、中国、特に今日でも中国＝唐という観念が残り、日本古代の中

国との通交の中心を成した唐については如何であろうか。日本の第一次遣唐使（以下、遣唐使<sup>(1)</sup>「舒明<sup>2</sup>」の如く、次教・（任命）年次を略記する<sup>(4)</sup>）の来朝を記した『旧唐書』東夷伝倭国条には、「太宗矜其道遠<sup>(5)</sup>」勅<sup>(6)</sup>所司<sup>(7)</sup>無令<sup>(8)</sup>歳貢<sup>(9)</sup>」との記載が見える。これは毎年朝貢、冊封体制への編入を前提とした歳貢免除と解するのがよく、唐は日本を冊封しようとしたが、遣唐使帰国とともに来日した唐使高表仁は、「与<sup>(10)</sup>王争<sup>(11)</sup>礼、不<sup>(12)</sup>宣<sup>(13)</sup>朝命<sup>(14)</sup>而還<sup>(15)</sup>」とあり、彼は使命を達し得ず、日本は冊封を拒否したものと思われる。したがって古くから遣唐使が注目され、通交の事実面の解明が行われている割には、日本が唐の冊封を受けず、唐使来日も殆どなく、政治・外交上の問題が稀少であり、遣唐使の役割も文化面が強調されるためか、外交のシステム面での研究蓄積は必ずしも充分ではない。また国際通交上、両国間の意志を確認する国書についても、遣唐使が国書を携行したか否かという点の明快な結論は出ていないように思われる。特に国書不携行説は、日本の対唐外交の対等性と結びつけられることが多く、本稿で課題とする日本古代の対唐観と関係するところが大きい<sup>(8)</sup>。

私は先に外交の場での君主号の検討から、天皇号の成立に関する考察を試み、日本は対唐外交に際して、漢語の正式な君主号たる天皇号を用

いていない旨を述べた。<sup>(9)</sup>この点については何人かの方から御批判を賜ったが、今のところ一応見解を改める必要はないと考えている。<sup>(10)</sup>但し、前稿では、その点を対唐外交のあり方全体の中に位置づけた訳ではないので、本稿では、遣唐使盛行期の八〜九世紀を中心に、外交のシステム面―唐使の賓礼、対唐意識、国書問題など―の検討により、古代日本の対唐観に一考を試みる次第である。

### 一、来日唐使に対する賓礼

賓礼は一国の対外観を推察させるものであり、その検討は重要である。「はじめに」で触れたように、近年、賓礼の研究も行われるようになってきたが、それは朝鮮諸国の使人の場合が中心で、唐使について明言されているのは、管見の限りでは、石母田正氏だけであろう。<sup>(12)</sup>氏は、宝亀九年唐使の例から、それは「蕃例」―朝鮮諸国の場合に准じたものであると見、遣唐使(7)〔大宝元〕の目的を大宝律令制定告知のためのもの、令文の天皇号や公式令―詔書式条集解古記の唐―隣国観は徐々に唐にも認められたとする立場と相俟って、唐を中心とした国際的秩序の中に留まりながらも、「小帝国」として朝鮮に対する優位の黙認を唐に求めようとした日本の主体性的一端を示すとされた。宝亀九年唐使は、大宝以降で唯一の正式な使人であり、唐使の賓礼を考える際に、大切な史料となる。但し、遣唐使派遣目的も含めて、右の石母田氏の理解には同意し難い点があるので、本章では、まず唐使に対する賓礼を検討し、日本古代の対唐観を考える手懸かりとしたい。

唐からの使人は、百濟鎮將派遣のものを含めて、大宝以前にも四度来日している。それらのうち、舒明四〜五年の唐使高表仁は、『延喜式』玄蕃式の難波での賓礼の唯一の実例である(『書紀』舒明四年十月甲寅条)が、既に触れたように、彼は使命を果さず帰国し、右の記事以外の具体的な賓礼は不明である。また百濟の役後、天智三年郭務棕、同四年劉徳高、同十年郭務棕などの来日が見られるが、いずれも具体的な賓礼記事を欠いている。したがって以下では、宝亀九年唐使の検討を中心に、唐使に対する賓礼を考えることになる。

その検討に入る前に、天平宝字五年八月、迎藤原河清使(遣唐使<sup>(12)</sup>〔宝字3〕)高元度を送って来日した「押水手官越州浦陽府折衝賞紫金魚袋沈惟岳等九人水手、越州浦陽府別將賜綠陸張什等卅人」について触れておきたい。彼らは水手であり、正式な唐使ではなく、入京を許されず、大宰府で供給を受けたに留まる(『統紀』天平宝字六年正月乙酉条)。また彼らを送るために遣唐使<sup>(13)</sup>〔宝字5〕が計画されるが、結局「風波無<sup>(14)</sup>便<sup>(15)</sup>」ため渡海せず(同六年三月庚辰朔、四月丙寅、七月是月条)、唐国荒乱により送使を派遣できない旨を告げられた彼らは、帰化か帰国かは各人の希望に委ねられ(同七年正月庚申条)、帰化した者も多かった。<sup>(13)</sup>

さて、この使人(水手)に関しては、『統紀』天平宝字六年五月丁酉条の、唐使の内部争いと日本の対応に注目したい。この事件は、副使紀喬容以下三十八人が大使沈惟岳の臙汗を訴え、更迭を求めたもので、日本側は、大宰府も臙汗の事実(内容不明)を認めているが、中央は「報日。大使副使並是勅使謝時和<sup>(14)</sup>。蘇州刺史<sup>(15)</sup>相量所<sup>(16)</sup>定。不可<sup>(17)</sup>改張。」

という判断を示すに終ったというものである。つまり中央は唐使の内部争いへの関与を避けたと言えよう。一方、宝亀十年十一月丙子条の渤海使の内部争いの場合は、「太政官処分。渤海通事從五位下高説昌。遠涉<sup>ニ</sup>滄波、教廻入朝。言思忠勤。授以<sup>ニ</sup>高班。次<sup>ニ</sup>彼鉄利之下。殊非<sup>ニ</sup>優寵之意。宜<sup>ト</sup>異<sup>ニ</sup>其列位、以顯<sup>ニ</sup>品秩。」と、中央の介入が記されている。この場合、高説昌が日本の官位を持っていたので介入したとも解し得るが、やはり外国使の内部争いに関与するのは、先の唐使の例と比べて、著しい相違であろう。

したがって私は、以上二例の対比から、日本は唐使に対して一定の配慮を加えていたことを読みとりたい。このような予見を持って、次に宝亀九年唐使の賓礼の検討に進もう。

遣唐使(4)〔宝亀6〕は、渡海以前に副使の交替や大使佐伯今毛人の病による下船があり、帰路も第四船は耽羅に漂着し抑留され、新羅により救出されるなど、<sup>(15)</sup>波瀾に富むものであったが、副使小野石根(帰路溺死)を送って来日した唐使趙宝英一行のうち、宝英を含む二十五人は途次に溺死し(宝亀九年十一月乙卯条)、纔かに判官孫興進、秦付期の一行だけが入京した。<sup>(16)</sup>

まず日時を追ってこの時の賓礼を瞥見すると、次の通りである(出典は『統紀』当該条)。

(宝亀9年)

10月22日 遣唐使第三船が帰着

28日 第三船寄乗唐使には大宰府が使者を派遣して労問

へこの間、他の三船も帰着

11月19日 大宰府に労問使を派遣

12月15日 唐客入朝に備え左右京に騎兵八百人を差発

17日 送唐客使任命/唐使趙宝英に純八十四匹・綿二百屯を賻贈

26日 唐客拜朝儀衛に陸奥・出羽蝦夷二十人を追する

(宝亀10年)

4月21日 領唐客使より唐客領送について質疑がある

30日 唐客入京、騎兵二百・蝦夷二十人が迎接

5月3日 唐客が唐朝書・信物を上る

17日 朝堂にて賜宴、唐客に授位・賜禄

20日 右大臣大中臣清曆第にて賜饗

25日 唐客辞見、臣下による賜饗、唐客に賜物

27日 唐客帰国

この中で宝亀十年の年頭記事がないのは、前年九月二十一日に来日した渤海使が、正月一日と二月二日に入朝したためであるが、日程上は唐使の正月入朝も可能であった。この点に関しては、(1)唐使の正月入朝・拝賀を回避、(2)渤海使入朝との重複を回避、という可能性が考えられる。

但し、新羅使に付いて入京した例であるが、今回の唐使の一行である判官高鶴林らは、<sup>(17)</sup>宝亀十一年の正月拝賀に参列している(正月己巳条)の

で、(1)の見方は成立し難い。そこで、他に例はないが、(2)の蓋然性が高いと考える。後述の唐における争長事件を例に出すまでもなく、唐では複数諸蕃の入朝が通常であった。一方、(2)の見方に立てば、日本では外国使全般に対する普遍的賓礼が欠如していたことが窺われ、特に唐と朝鮮諸国とを同一に扱うことができなかつたのであるまいか。この点は、

先の外国使の内部争いに関する私見とも合致する。

さて、話を賓礼の流れに戻すと、賓礼の基調（到着地、入京時等の各々の場面に応じた迎接と使者の派遣など）は朝鮮諸国の場合と差異はないと言つてよからう。もつとも、この点は、日本の賓礼は、遣隋使小野妹子が将来したと推定される、隋の礼書『江都集礼』により中国風の礼として確立したとされ、推古十六年隋使と同十八年新羅・任那使の賓礼の基本型には共通性が窺われることなどからすると、当然とも言える。但し、難波での迎船は、隋使Ⅱ三十艘―新羅・任那使Ⅱ各一艘か、という賓礼規模の差、新羅・任那使には賜禄が見えるのに、隋使にはそれが不明である、等の差異は存した。一方、今回の唐使には授位・賜禄（詳細不明）も見えているし、また賓礼規模の点では、和銅七年新羅使の例は差発騎兵九百九十人、蝦夷上京、入京時の迎接騎兵七十騎であり、この他に数量的比較のできる事例がなく、やや不安は残るが、朝鮮諸国の例との差異はないと見てよいであろう。<sup>(20)</sup>なお、死去した大使への贈贈例には、『統紀』大宝元年正月戊子条の新羅大使金所毛があり、純百五十疋、綿九百四十二斤、布百段が贈られている（いずれの例も、喪葬令<sup>5</sup>職事官条の規定より大幅に多い）。

では、以上の点から、唐使の扱いは朝鮮諸国に対する賓礼Ⅱ「蕃例」に同じと見てよいのであろうか。先に二つの予見を示したが、推古十六年隋使と同十八年新羅・任那使の使旨奏上場面には、立礼・四拜―跪伏礼・再拜という差異が存し、隋使には跪伏礼という日本古来の敬礼方式を要求していないという一定の譲歩が見られた。<sup>(21)</sup>それと同様、実は今回の唐使にも、使旨奏上場面に重大な差異が存する。また賓礼方法をめぐ

る日本側の意見対立も窺われ、やはり「蕃例」と同じであったとは考え難い。以下、その点に言及したい。

まず『統紀』宝龜九年十月乙未条では、遣唐使第三船で帰朝した判官小野滋野が、帰朝報告の後、「但今唐客隋<sup>レ</sup>臣入朝。迎接<sup>レ</sup>祠<sup>レ</sup>供。令<sup>レ</sup>同<sup>レ</sup>蕃例。臣具牒<sup>レ</sup>大宰府。仰令<sup>レ</sup>准擬。」と言上している。この場合、何故滋野（本官は勅旨大丞）<sup>(22)</sup>が賓礼について意見を述べることができたか不明で、また「牒<sup>レ</sup>大宰府。」とある点から、大宰府の安置・供給を「令<sup>レ</sup>同<sup>レ</sup>蕃例。」と求めたとも解されるが、「迎接<sup>レ</sup>祠<sup>レ</sup>供」となると、やはり賓礼全般とも考え得るので、賓礼全般を「同<sup>レ</sup>蕃例。」と求めたとの理解も可能である。<sup>(23)</sup>

では、今、後者の理解に立つとして、「同<sup>レ</sup>蕃例。」という滋野の意見は実施されたであろうか。宝龜十年四月辛卯条には、領唐客使より唐使の進退之礼・行列之次に関わる質疑が呈されている。まず唐使之行について、領客使は、「唐使之行。左右建<sup>レ</sup>旗。亦有<sup>レ</sup>帶<sup>レ</sup>仗。行官立<sup>レ</sup>旗前後。臣等稽<sup>レ</sup>之古例。未<sup>レ</sup>見<sup>レ</sup>斯儀。」と不審を表明するが、中央は「唯聽<sup>レ</sup>帶<sup>レ</sup>仗。勿<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>建<sup>レ</sup>旗。」という妥協案を示す。次に入京時の礼に関して、領客使は遣唐使(7)〔大宝元〕の長安入京の際の例、新羅王子金泰廉（天平勝宝四年）や渤海使の入京例などを掲げ、どの例に准拠すべきかを尋ねたのに対して、中央は「進退之礼。行列之次。具載<sup>レ</sup>別式。今下<sup>レ</sup>使所。宜<sup>レ</sup>據<sup>レ</sup>此式。勿<sup>レ</sup>以違失。」と答えた。以上の事柄は、まず唐客の領送・迎接に定例がなかったことを示すと見てよからう。また朝鮮諸国の使人の領客中の様子がかかる例はなく、入京時の詳細についても、本件の場合は『統紀』に具体的な記載がないので、別式

の内容や朝鮮諸国の例との相違などは不明であるが、領客使が「未<sup>レ</sup>見<sup>レ</sup>斯儀<sup>一</sup>」とした帯仗を認めた点、入京時の礼を朝鮮諸国の例に依拠できなかった点等から、中央政府は今回の唐使を「蕃例」とは異なる賓礼で迎えようとしたと考えることができるのではあるまいか。つまり小野滋野や領客使が「蕃例」に准拠しようとしたのに対して、中央はそれと異なる賓礼で対処したことを物語り、今回の唐使の扱いに関して、日本側の意見対立の存在を窺わせると見るのである。

その点に関連して、次の史料に注目したい。

(大沢清臣本壬生家文書)<sup>(24)</sup>

(上略) 維宝龜十年歲次己未四月卅日、唐国使孫興進等入<sup>レ</sup>京。五月三日將<sup>レ</sup>欲<sup>レ</sup>礼見。余奉<sup>レ</sup>勅撰<sup>レ</sup>朝儀。時有<sup>レ</sup>大納言石上卿、言<sup>レ</sup>爾、彼大此小、須<sup>レ</sup>用<sup>レ</sup>蕃国之儀。余対曰、昔仲尼辱<sup>レ</sup>齊候於夾谷、相如叱<sup>レ</sup>秦王於澠池、自<sup>レ</sup>古以来、賢人君子、皆欲<sup>レ</sup>致<sup>レ</sup>己君於他君之上、不<sup>レ</sup>以<sup>レ</sup>大小強弱<sup>一</sup>而推謝、此忠臣義士之志也、今畏<sup>レ</sup>海外一个使、欲<sup>レ</sup>降<sup>レ</sup>万代楷定天子之号、是大不忠不孝之言也。時人皆服<sup>レ</sup>此言之有理。然<sup>レ</sup>遂降<sup>レ</sup>御座。嗚呼痛哉。不<sup>レ</sup>任<sup>レ</sup>憤鬱之懷、聊緝<sup>レ</sup>此論<sup>一</sup>垂<sup>レ</sup>示後昆。

この史料の上略部分には、石上宅嗣を指すと思われる儒林先生への反論が記され、先生は(A)日本は中国から礼教を習ったので、中国に対して「蕃」と称すべきである、(B)中国は強国なので、畏怖すべきである、(C)中国から風を習ったので、致敬すべきであると言うが、(a)礼を習ったからといって、臣と称する必要はない、(b)中国は常に皇位不定で、来寇の恐れはない、(c)中国は殷周以降は革命ばかりで、師範とするに足らず、

日本の方が皇位安定・民衆従順である、という具合である。従来、この史料は「余」の「憤鬱」に注目し、彼等の対等を期す日本の外交態度を示すものとして利用されてきたが、最近、田島公氏は、この時日本がとった「蕃国之儀」について、天皇が「遂降<sup>レ</sup>御座<sup>一</sup>」とある点から、『大唐開元礼』巻二九「皇帝遣<sup>レ</sup>使詣<sup>レ</sup>蕃宣勞」の、使人が南面し、北面した蕃主に使旨を告げる形式がとられたのであるとし、この時の賓礼を窺わせるものとして紹介された。<sup>(26)</sup>

石上宅嗣も宝龜十年五月には中納言物部宅嗣であり(同年十一月甲申条で石上大朝臣賜姓、同十一年二月丙申朔条で大納言)、史料中の「余」を田島氏は、賓礼総括者(式部下式に「受<sup>レ</sup>蕃国使及信物<sup>一</sup>」、「賜<sup>レ</sup>蕃国使宴<sup>一</sup>」等の規定がある)という観点からか、式部卿藤原是公に比定されるが、彼と本史料の成立や伝来との関係は不明である、等保留点が多い。しかし、先の小野滋野や領客使と中央との意見の相違と合せて、本史料は今回の唐使の賓礼をめぐって、日本側に意見対立があったことを如実に示すものとして用いてよいと考える。即ち、宅嗣は日本が「蕃国之儀」をとるべきであったのに対して、「余」は「蕃例」と同じ、つまり唐使を「蕃国使」として扱うべきであるという立場をとったが、結局は前者の意見が採用されたということである。これは先の滋野や領客使の進言に対する中央の態度と符合している。但し、本史料によると、後者の立場もかなりの支持を得たことがわかる。つまりそこには、日本は唐の「蕃国」なのか、唐も日本の「蕃国」として扱うべきなのかという二つの対唐観の存在が読み取れるのではあるまいか。

以上、本章では、宝龜九年唐使の賓礼を中心に、唐使に対する賓礼に

検討を加え、日本が唐の諸蕃としてふるまうべきか（事大主義）、唐も日本の諸蕃として扱うべきか（日本中心主義）、という二つの立場の存在を抽出し得たものと考ええる。これらのうち、前者は既に隋使に対する賓礼上の譲歩や、『書紀』は隋を「大国」と記し、『隋書』東夷伝倭国条の隋使と大王との相見場面では、大王は「我夷人」、「不聞<sup>27</sup>礼儀」、「冀聞<sup>28</sup> 大国維新之化<sup>29</sup>」と卑下している点などに窺われ、唐使に対する中央政府の態度等にも見出されるので、ある程度伝統的なものではないかと思われる。一方、平野邦雄氏は、日本律令の法理上は唐も諸蕃であるとし、国史に唐を「蕃」と記す例（『日本紀略』延暦十四年七月辛巳、同十七年六月戊戌条）が存することを以て証左とされた。<sup>(28)</sup>しかし、唐を諸蕃とする見方だけでは一面的であることは、宝龜九年唐使の賓礼をめぐる争いの結果を見れば、明らかであろう。また唐を諸蕃とする立場が、律令国家当初からのものか否かも、事大的立場との競合と合せて、再検討する必要がある。<sup>(29)</sup>そして、それは日本の対唐外交の対等性要求や国書問題とも関わる論点である。次章では、以上のような二つの対唐観の形成過程やその発動の場などについて考察を試みたい。

## 二、律令国家における対唐観の形成

天平八年、唐は遣唐使(9)〔天平4〕の副使中臣名代の帰国に際して、『勅日本国王主明彥美御徳』の国書を付した（『唐丞相曲江張先生文集』〔以下、『曲江集』と略す〕巻七）。この「主明彥美御徳」について、石母田正氏は令文の天皇号が唐に承認されたことを示すと解され、<sup>(30)</sup>この

理解に立つ論者からは、宝龜九年唐使が「結<sup>31</sup>隣好<sup>32</sup>」ために来日したこと（『統紀』宝龜九年十一月乙卯条）と合せて、日唐間の対等外交が樹立されたことを物語るとの見解も呈されている。<sup>(31)</sup>しかし、「勅日本国王書」は、唐の国際文書様式では「勅某王姓名」となる筈で、<sup>(32)</sup>別稿で述べたように、<sup>(33)</sup>決して天皇号使用やその承認を意味するものではあるまい。また「隣好」の語は、日渤海交渉においても彼我の国書に散見しており、必ずしも対等外交を示すとは言えないように思われる。

私は前章の考察から、対唐外交の対等性という立場一辺倒には疑問を感じており、宝龜九年唐使の場合、日本中心主義的立場の主張といっても、それは直接唐使の耳目には達していないと思われる。したがって古代日本の対唐観の検討に当たっては、その作動の範囲も考慮する必要があると考えられる。本章では、まず唐の対日意識の考察から始めたい。その検討により、日本が如何なる主張を行い、それが唐にどのように受けとられていたかを知ることができ、日本の対唐観の一端を明らかにする手懸かりになると考えるからである。

### 1 唐の対日意識

唐の対日意識は大別して、i 君子国、ii 大国、iii 諸蕃・朝貢国、iv 絶域となる。以下、各々に検討を加えてみたい。

i 君子国は、「承聞。海東有<sup>34</sup> 大倭国。謂<sup>35</sup>之君子国。人民豊楽。礼儀敦行。」（『統紀』慶雲元年七月甲申朔条・遣唐使(7)〔大宝元〕の報告）、  
「彼礼儀国」〔『曲江集』巻七・同(9)〔天平4〕〕、「有義礼儀君子之国」〔『東大寺要録』巻一所引「延暦僧録」〕、「因声彼君子」〔同、玄宗の

「送日本使」詩）・「服」聖人之訓、有「君子之風」(『文苑英華』卷二六八王維「送秘書監(阿倍仲麻呂)還日本国」并序)〔以下、王維の詩と略称〕、以上、同(11)〔勝宝2〕)などに見えるもので、従来はこれらにより、唐の日本に対する隣好観や日本の国際的地位の高さを唱える見方が有力であった。<sup>(34)</sup>しかし、同様の表現は、『旧唐書』東夷伝新羅条、『三国史記』羅紀孝成王二(七三八)年二月条の「新羅号为「君子之国、頗知書記、有類中国」、同景德王十五(七五六)年二月条の「興言名義国」(玄宗の詩)、『唐大詔令集』卷一二九大曆三(七六八)年、「冊新羅王金乾運(惠恭王)文」、「冊新羅太妃文」の「用蕃君子之風」、「儷東方君子之国」などと、新羅にも用いられている。したがってこれらの表現は、全く実質を伴わないものであったとは言わない。『旧唐書』東夷伝日本国条の遣唐使(7)〔大宝元〕粟田真人の評価(「好」読「経史、解「属文、容止温雅」)等―が、多分に中国の伝統的な東方君子国観によったものであり、<sup>(35)</sup>日本のみに対する積極的評価と見ることはできないであろう。

次に日本国は、(a)「新羅、百濟、皆以倭為大国、多珍物、竝敬仰之、恒通使往来」(『隋書』東夷伝倭国条)、(b)「海東之国日本為大」(王維の詩)などに窺われ、日本の朝鮮諸国に対する「小帝国」たるの地位を中国王朝が公認していたことを示すと解されてきた。<sup>(36)</sup>しかし、(a)・(b)をそのような積極的評価と結びつけてよいのであろうか。

右のうち、(b)は阿倍仲麻呂が帰国を企図した遣唐使(11)〔勝宝2〕の際のもので、この遣唐使は唐で争長事件を起こしたことで著名である。

⑦『統紀』天平勝宝六年正月丙寅条

副使大伴宿禰古麻呂自唐国至。古麻呂奏曰。(中略)元日朝賀是日。以我次西畔第二吐蕃下。以新羅使次東畔第一大食国上。古麻呂論曰。自古至今。新羅之朝貢日本国久矣。而今列東畔上。我反在其下。義不合得。時將軍吳懷実見知古麻呂不肯色。即引新羅使次西畔第二吐蕃下。以日本使次東畔第一大食国上。

①『東大寺要録』卷一所引「延暦僧録」

復元日拜朝賀正。勅命日本使可於新羅使之上。

この事件に関しては、当時新羅使の入唐記事が見当たらない点などから、その信憑性をめぐる論争があるが、<sup>(37)</sup>日本の対外観や唐の認識に関する日本の理解を知る上では、⑦・①は利用可能と思われるので、その立場で考察を進める。この事件は元日朝賀の席次争いであるが、重要なのは、唐は日本使人の指摘で初めて席次を改めた点である。一般に唐での争長事件は、蕃国間の臣属・朝貢関係が反映されて解決に到ると考えられており、<sup>(38)</sup>唐も諸蕃間の大小を認識していたようである(『大唐開元礼』卷七九蕃主奉見「若更有諸蕃以国大小為叙」。そうすると、⑦・①の場合、唐は日本の席次を明確に認識しておらず、日本が新羅に対する「大国」であるという観念もなかったことになろう。即ち、この時までに数次の遣唐使派遣がありながら、日本は「大国」観が唐に認識されていなかったことは、遣唐使の目的に「小帝国」黙認を得ることがあったとする立場の論拠を失わせるのではあるまいか。<sup>(39)</sup>(b)の王維の詩句はこの争長事件により生まれたもので、日本は「大国」観の存続・定着を物語るものではないと考えたい。<sup>(40)</sup>

因みに、(a)の「大國」に関しては、『新唐書』東夷伝日本条の高宗璽書による新羅救援命令(永徽五(六五四)年)の際に、唐によって否定されたとの見方もあり、<sup>(41)</sup>「大國」は唐の意向に左右される相対的なものであった。また唐は席次の上下により、同地域の諸國を互いに牽制させようとしたとの指摘も行われており、<sup>(42)</sup>「大國」表現を「小帝國」黙認につなげることは難しいと言わねばなるまい。

以上、諸先学が唐が日本の地位を肯定的に評価したと見る論拠とされてきた「君子國」、ii大國が、必ずしも積極的評価ではないことを述べた。とするならば、結局、唐の対日意識はiii諸蕃・朝貢國の域を出なかつたのではあるまいか。『隋書』では日本は「蛮夷」とされ、「以王慕化、故遣使人来」此宣論」ために来日した裴世清の國書には、「倭王が」遠修朝貢」の句があつた(『書紀』推古十六年八月壬子条)。また遣唐使に付された唐の國書や唐皇帝の勅にも、「或已達彼蕃」(『曲江集』卷七)、「卿等銜本國王命。遠來朝貢。」(『後紀』延曆廿四年六月乙巳条)などの句が見え、遣唐使(承和元)が「朝貢使」と見なされていたことは、『入唐求法巡礼行記』の記述に明白である。そして、iiiは日本及び遣唐使一行も充分承知しており、「所朝諸蕃之中、倭客最勝」(『書紀』齊明五年七月戊寅条)、先述の諸蕃朝賀の際の争長事件、皇帝死去の際の挙哀を「其諸蕃三日」の規定で行つたと(『後紀』延曆廿四年六月乙巳条)などは、その点を如実に物語るものであろう。

では、その諸蕃・朝貢國たる日本に対して、唐はどのような意識を持っていたであろうか。金子修一氏は、唐代の諸蕃國名表記について、二つ

のタイプを抽出し、「新羅」の如きは唐の冊封下の國、「日本國」の如きは絶域の國であるとされた。<sup>(43)</sup>事実、王維の詩にも「伝道經于絶域之人」の句があり、『唐会要』卷一〇〇聖曆三(七〇〇)年三月六日勅「東至高麗國、(中略)並為入蕃、以外為絶域、其使応給料、各依式」によれば、日本は正にiv絶域であつた。

次にその絶域の國たる日本に対する唐の認識・関心を整理しておきたい。結論から言えば、少なくとも八世紀以降においては、唐の日本に対する関心は薄く、情報も不充分であつた。例えば『旧唐書』東夷伝日本國条冒頭には、「其人入朝者多自矜大、不以実対。故中國疑焉。」との記載が見える。この部分は、日本使人が尊大にふるまつたと解されてきたが、<sup>(44)</sup>やはり直前の倭國から日本國への國号変更事情が不明瞭であることへのコメントと見るのがよいであろう。<sup>(45)</sup>『新唐書』東夷伝日本條でも、國号変更事情の諸説を掲げた後に、「使者不以情、故疑焉。又妄夸其國都方數千里。」と記されており、唐には日本の國号変更事情や地理などに疑問が残っていたのである。またこの点は日本の國情にも該当し、『旧唐書』には、遣唐使(8)〔靈龜?〕が四門助教から儒教を教授された際の東修に潤幅布を贈った旨を記し、「題云、白龜元年調布。人亦疑其偽。此題。」とのコメントを掲げている。「亦」は先の國号変更事情への疑問に対応すると思われるが、ここでは「靈龜元年調布」の存在が疑われている。これは年号よりも、「調布」という律令制的收取の存在を疑つたと解すると、<sup>(46)</sup>唐は日本の律令制施行など知らなかつたと言えるのではあるまいか。この点は、遣唐使(7)〔大宝元〕が大宝律令制定告知のために派遣されたとする見方に<sup>(47)</sup>有力な反証が呈するのである。

う。その他、先述の争長事件の際の、日本「大国」観の欠如も、日本の外交のあり方についての認識欠如の例として、付け加えることができる。

以上、唐の対日意識に検討を加え、唐は日本を絶域の「化外慕礼」<sup>(48)</sup>—唐は日本を冊封しなかった—の朝貢国、諸蕃の一つとして遇したとの結論に達した。そして、絶域の国たる日本に対する関心、情報量は少なかった。

因みに、百済の役以前の遣唐使は、遣唐使(3)「白雉5」が「奉<sub>レ</sub>觀<sub>二</sub>天子<sub>一</sub>。於<sub>レ</sub>是東宮監門郭文举悉問<sub>二</sub>日本国之地理及国初之神名<sub>一</sub>。皆随<sub>レ</sub>問而答。」(『書紀』白雉五年二月条)、同(4)「齐明5」が「天子相見問訊之。(下略)天皇・臣下・人民の安否、蝦夷」(『齐明五年七月戊寅条』)などと、唐皇帝の国情下問をうけている。また『隋書』にも、倭の風俗を聞いた文帝が「此大無<sub>二</sub>義理<sub>一</sub>、於<sub>レ</sub>是訓令<sub>レ</sub>改<sub>レ</sub>之」とあり、倭の風俗記事—来日隋使の報告もあろうが—には、冠位十二階を始め、かなり詳細な記述が存する。一方、大宝以降では、両唐書の記述は先掲の通りであり、皇帝の間には答えたのであろうが、唐の満足を得られず、入宋僧奝然が「本国職員令・王年代紀各一卷」を献ずるまでは、中国側は必ずしも日本に関する充分な情報を得ていなかったようである(王年代紀は『新唐書』にも利用されている)。このような差異が生じた背景は詳らかでないが、一つの憶説として、日唐間の政治的関係の有無を指摘しておきたい。遣隋使派遣は勿論のこと、百済の役以前の遣唐使も、「はじめに」で触れた唐の日本冊封の意図(遣唐使(1)「舒明2」、先述の高宗鑿書による新羅救援命令(同(3)「白雉5」)など、政治的關係や

朝鮮諸国との国際関係との関連を有していた。<sup>(49)</sup>そして、百済の役敗戦後も、遣唐使(6)「天智8」が「遣<sub>二</sub>使賀<sub>一</sub>平<sub>二</sub>高麗<sub>一</sub>」とある(『新唐書』東夷伝日本条)ように、国際情勢を考慮した遣使が行われていたようである。しかし、その後三十余年を隔てて再開された遣唐使(7)「大宝元」以降には、そのような関係は見出し難い。それ故に、大宝以降においては、唐の対日意識も上記のようなものになったと考えるのである。

そこで、次に大宝以降の日本の対唐認識の検討に進み、以上のような唐の対日意識に対応する日本の対唐観に考察を加えたい。

## 2 日本の対唐認識とその形成過程

本節では、まず唐に対する日本の自国意識の検討から始める。前節で見たように、日本側の史料にも日本「諸蕃・朝貢国の觀念が存在し、また在唐中の詩文ではあるが、「戎蕃預<sub>二</sub>国親<sub>一</sub>」(『懷風藻』)「積弁正、遣唐使(7)「大宝元」・李隆基(玄宗)の甚友、「我是東蕃客、懷<sub>レ</sub>恩入<sub>二</sub>聖唐<sub>一</sub>」(『凌雲集』)菅原清公、同(10)「延暦20」)などの句が見えている。したがって前章末尾に触れたように、日本を唐の諸蕃とする事大的立場は、伝統的なものとして八世紀初より存在していたと考えてよいであろう。

因みに、『統紀』養老三年正月己亥条には、「入唐使等拜見。皆着<sub>二</sub>唐国所<sub>レ</sub>授朝服<sub>一</sub>。」との遣唐使(8)「靈龜2」帰朝記事がある。一方、『書紀』白雉二年是歲条には、「新羅貢調使知方沙滄等、着<sub>二</sub>唐国服<sub>一</sub>、泊<sub>二</sub>于筑紫<sub>一</sub>。朝廷惡<sub>二</sub>恣移<sub>一</sub>俗、詞噴追還。」との記載が見える。唐服着用をめぐるこれら二つの記事の差異はどのように理解すればよいので

あろうか。平野卓治氏は、『内裏式』正月七日儀の中の、蕃国使に位階と当色服を授与する儀式に関して、当初本国服を着していた使人が、日本の位階をもらうと、「我朝服」に着替えて改めて参上する点に注目し、これは位階とともに服という可視物の授与・着用により、天皇の臣下としての一体性を生み出す点に意義があると述べられた。<sup>(50)</sup>衣服のこのような機能を認めるならば、帰朝遣唐使の唐服着用は、唐での任官に対応し、<sup>(51)</sup>唐の臣下となったことを誇示するものであり、日本朝廷はそれを許容したと見ることができるとはあるまいか。一方、新羅使の場合は、当時日本の「朝貢国」と目された新羅が、勝手に唐の臣下となった点を問責したということになろう。即ち、養老三年条は、八世紀の律令国家当初から、唐に対する事大的立場が存在していたことを物語るのである。

では、前章で示したもう一つの立場、唐が日本の「蕃国」であるという日本中心主義的立場は、どこから出てくるのであろうか。『隋書』の「大国」観などが、対唐外交の対等性要求として維持されたのではないことは、前節で見た通りである。そこで、ここでは、大宝以降の対唐観として、以上の日本諸蕃・朝貢国という自国意識とは別の対唐認識が存在していたことを手懸かりに、考察を進めたい。

それは、唐絶域観である。唐の日本絶域観については前節で触れたが、唐絶域観も、遣唐使(7)〔大宝元〕帰朝時の叙位の際の「以奉使絶域一也」(『統紀』慶雲元年十一月丙申、同四年五月壬子条)を初見とし、同(9)〔天平4〕の「遠境」(『万葉集』卷五―八九四)、同(11)〔勝宝2〕、(17)〔承和元〕の「奉使絶域一」(『統紀』宝亀七年四月壬申条、『三代格』承和元年八月十二日官符)などと、八世紀以降の史料

<sup>(52)</sup>に散見している。そして、唐絶域観は八世紀初頃に出現したものと見てよいであろう。その傍証として、唐の日本絶域観も、天智朝までは唐間に政治的関係が存在したこと、唐の国書の充書が「倭王」から「日本国王」に変化する<sup>(53)</sup>のは天智朝末と八世紀初の間である(三の表参照)ことなどから、やはり七世紀末と八世紀初である点を掲げたい。また次の点は必ずしも截然とはしていないが、『書紀』は「大唐」という言い方が多く、五国史は「唐国」の方が多く感じられる点も、先の金子氏の見解に照らせば、唐絶域観の成立時期に関連してこよう。

では、八世紀初頃に成立した唐絶域観の下で、唐への関心は如何であったろうか。唐が絶域たる日本に関心・情報量が少なかったことは前節で述べたが、これは日本側にも該当しそうである。遣唐使(7)〔大宝元〕は「先」是大唐。今称大周。国号縁何改称。」との問いを発しており(『統紀』慶雲元年七月甲申朔条)、天武・持統朝には遣唐使派遣がなかったとはいえ、新羅使等が来日していたにもかかわらず、国号変更(光宅元〔六八四〕)〔天武十三年〕を知らないなど、唐の国内情勢への無知・無関心を窺わせる。<sup>(55)</sup>また遣唐使(7)〔大宝元〕の派遣目的に大宝律令制定告知があったとする見方に疑問があることは前節で触れたが、以下に想定する大宝令での唐の扱いも、日本が絶域たる唐に注意を払っていなかったことを示すであろう。

養老律令の外国に関する規定は、唐の律令条文・用語と相似し、蕃、外蕃、諸蕃、蕃客、化外人等に対する規定である。そうした中で、賦役令16外蕃還条(養・賦16と略す)には

凡以公使。外蕃還者。免一年課役。<sup>A</sup>其唐国者。免三年課役。<sup>B</sup>

と、唯一唐に関する規定が見える。この条文には、(イ)唐隣国、新羅藩国の区分(公式令1詔書式条集解古記)に基づく、(ロ)法理上は唐も「蕃」であり、在日唐人を「遠蕃」と記す例(前掲)や唐人商人に關市令8官司条(諸蕃との私交易禁止)を適用した例(『三代格』延喜三年八月一日官符)と合せて、「遠蕃」たる唐への遣使に優遇を加えた、などの見方がある。(ロ)に關しては、前章末尾に触れたように、唐を「蕃」とした例が本来的なものであったかとの疑問があるが、ともかく両説とも大宝令文(大・賦16と略す)も同文という前提で論を成しているようである。しかし、私は大・賦16には「其唐国」以下の部分はなかった可能性が高いと考えている。以下、その点について私見を述べてみたい。

始めに賦16に付された集解を掲げておこう。

A穴云。使謂水手以上也。外蕃高百新等是。朱云。以公使外蕃還者。免一年課役。謂還來後更免一年也。水手以上皆免也。問。

以公使外蕃還。遭風浪。經年漂流何。貞答云。比没落耳。

問。公季夏季未還來何。貞答云。唯折免耳。ノB謂。水手以上有

課役一者也。積云。依格經歷之年。同籍雜徭免之。古記云。其唐国者免三年課役也。靈龜三年十一月八日太政官符。遣大唐国水手

已上後家徭役事。正身一房徭役已免。不及別房。朱云。唐国免三年課役一者。未<sub>レ</sub>知。此等色。被<sub>レ</sub>免<sub>レ</sub>課役一之年内。若会水早恩復父母喪等何。若更亦不<sub>レ</sub>免不。又上復給二条同。亦所<sub>レ</sub>疑問。

問題部分に注釈を施しているのは古記と朱説である。朱説が養・賦16を引用し、以下にその運用上の疑点を記していることは明白であろう。では、古記波線部は如何であろうか。

まず古記所引靈龜三年官符は、A穴・朱、B義解が説くように、賦16は水手以上の本人を対象とする規定であったので、その後家を優免した法令を補足として掲げたものと考えてよい(B釈も参照)。そうすると、古記波線部も、大・賦16に規定がなかったので、補足を加えたものと見る余地があるのではなからうか。確かにこの部分は一見大宝令文を掲げているように見えるが、以下の靈龜三年格は令文と対象を異にし、令文の内容説明としてはおかしい。また靈龜三年格を令文の補足を考えた場合でも、特に令文を掲げる必要はなく、B釈の形で充分であろう。そこで、次に賦16古記の類例を搜すと、二例が存する。

①後宮職員令4内侍司条・尚侍の職掌「兼知内外命婦朝参。及禁内礼式。」

古記云。尚侍。兼知諸司事并妃以下宮人礼式也。

②田令19賃租条・「園任賃租及売」

古記云。園聽任売一也。論語樊遲請学為圃。子曰。吾不<sub>レ</sub>如圃。

①は大宝令文の復原はできず、これが大宝令文か、令文の補足かは不明であり、②も大宝令文復原に議論の多い部分である。ただ、②に關して、青木和夫氏が、古記は大宝令文に園の規定がなかったので、補足を行ったのではないかとの旨を発言されている点に留意したい。令集解における類例は計三例で、これらから結論を出すことは慎まねばならないが、ここでは当該部分が大宝令文引用ではなく、令文規定欠如に対する補足であるという可能性を強調し、若干の傍証を示してみたい。

第一に、『統紀』慶雲四年八月辛巳条「水手等給復十年。」が注目

される。これは遣唐使(7)〔大宝元〕の副使巨勢邑治らの帰朝(押使粟田真人は慶雲元年帰朝)時の叙位に続く部分である。この復十年について、鈴木靖民氏は、大・養・賦16同文の立場から、賦16を拡大解釈して七年間延長したものと述べられた。<sup>(59)</sup>しかし、この場合、大宝二年六月出発の遣唐使(7)〔大宝元〕が、漂流等で帰国遅引となったとして、賦15没落外蕃条の適用(准用?)<sup>(60)</sup>を考えても、外蕃没落三年以上は復五年であり、復十年には該当せず、賦16の拡大解釈といっても、拡大しすぎではあるまいか。そこで、私は、むしろ大・賦16には唐の規定がなく、絶域たる唐、遣使後の年数等を考慮して、特別に復十年と決定したものと考える。因みに、以後、国史にこの種の記事が見えないのは、養・賦16で課役三年免除が規定され、古記もそのように補足しているためであろう。<sup>(61)</sup>

次に令集解の「蕃」等の注釈において、注釈書間に差異が見られることを指摘したい。賦16 A 穴記を除けば、古記以外の注釈書は「蕃」の内容を注解していないのに対して、古記は、公式令1詔書式条の隣国||唐、蕃国||新羅を始め、職員令18支蕃寮条、戸令41官戸自拔条、選叙令11散位条、33贈官条、軍防令14兵士以上条、公式令86官人父母条など、「蕃」の内容を入念に注解しているという点である。例えば軍14の兵士歴名簿を作り、「並頭||征防遠使処所」の部分は、次の如くである。

義解：遠使者。使||外蕃。／令积：遣||蕃使射手。之類。／古記：依||能射。遣||大唐渤海。之類之。

因みに、古記が「蕃」をそのまま用いるのは、律令条文に依拠した例(賦役令34車牛人力条、儀制令17五行条、公式令3論奏式条)や、「蕃」をその他と対照する例(職員令22主計寮条、戸令41官戸自拔条、考課令

25〔玄蕃之最〕)などで、直接「蕃」の内容が問題となる事例ではないように思われる。さて、以上のような古記の注釈の特色は、隣国||唐、蕃国||新羅の区別に代表されるように、古記の時代(天平十年頃)には「蕃」の内容が問題となったことを示すのではあるまいか。つまりそれまでは唐を「蕃」とするか否かの問題は、充分に意識されていなかったと見るのである。

以上、迂遠な説明に終始したが、要するに、私は大・賦16は「凡以||公使。外蕃還者。免||一年課役。」であり、唐に関する部分はなかったと考える。とするならば、大宝令制定時には、唐は絶域の国であり、日本の律令制定者の視野に入っていなかったと見るべきではあるまいか。つまり八世紀初において、唐が「蕃」に入るか否かは考慮外であったのである。

さて、以上では、唐||絶域観の存在を示し、八世紀初の日本の対唐観は一応白紙状態であったことを述べた。そして、遣唐使再開(7)〔大宝元〕)による唐との通交の中で、新たな対唐観が形成されたのであり、前章で明らかにしたように、八世紀末の宝亀期には二つの対唐観が存在していた。それらのうち、事大的立場が生じる背景は、本節冒頭で触れたように、一応問題ないとして、一方の日本中心主義的立場の成因は依然不明である。ただ、この立場の明確な初見は宝亀期と考えられ、その生成過程を窺わせる材料は乏しい。そこで、以下では、律令の運用と、日本||「中国」観の拡大という観点とから、憶説を述べてみたい。

まず養・賦16の唐規定追加の意味を考える。結論から言えば、これは、やはり唐を朝鮮諸国と同列の「諸蕃」として扱うことはできないという

立場から成立したものとされる。例えば賦16と類似の規定である賦15(63)の没落外蕃の年数(一年以上―復三年、一年以上―四年、三年以上―五年)には、唐規定追加は見られないが、これは復除年数が充分であるため、普遍法たる律令法を准用し得ると考えたからであり、先掲の関市令8官司条を唐商人に適用した例も准用例と見ることができよう。とするならば、養・賦16の追加は、普遍法の枠に納まらないためであり、唐と「諸蕃」との区別を意識したものと言えるのではあるまいか。また古記の隣国Ⅱ唐、蕃国Ⅱ新羅の区別も、養・賦16に唐規定を追加した八世紀前半において、唐を朝鮮諸国と同列に扱うことができないという立場が強かったことを窺わせ、養・賦16の追加を右のように解する所以である。但し、諸蕃規定の准用は、そこから唐Ⅱ「諸蕃」の解釈を生じる余地があり、事実、平安初の明法家説には、古記のように、「蕃」の内容を区別する立場は殆ど見られない。したがってそこに日本中心主義的立場萌芽の一端が看取され、それは次の日本Ⅱ「中国」観と相俟って、発展・形成したものではなからうか。

日本を「中国」と見る立場が八世紀初から存在したことは、朝鮮諸国との外交の例に照らして明らかにされている。(64)その他、南島人來日を「其度感嶋通<sub>ニ</sub>中国<sub>ニ</sub>於<sub>テ</sub>是始矣。」(『統紀』文武三年七月辛未条)、漂着天竺人について、「後頗習<sub>ニ</sub>中国語<sub>ニ</sub>自謂<sub>ニ</sub>天竺人<sub>ニ</sub>。」(『後紀』延暦十八年七月是月条)と記す例などもある。このような觀念が、唐の扱いを定める上で、全く影響しなかったとは言えない。『統紀』天平三年七月乙亥条には、「其大唐樂生不<sub>レ</sub>言<sub>ニ</sub>夏蕃<sub>ニ</sub>取<sub>テ</sub>堪<sub>ニ</sub>教習<sub>一</sub>者<sub>ハ</sub>百濟高麗新羅等樂生並取<sub>ニ</sub>當蕃堪<sub>レ</sub>學者<sub>一</sub>。」という記事が見える。(65)この場合、

在日唐人の数は少ないので、朝鮮諸国の音楽のように「當蕃」人に限定できず、「夏」Ⅱ日本人、「蕃」Ⅱ唐人の混用を認めたのであろう。とするならば、早くも八世紀前半には唐Ⅱ「諸蕃」観が存したことが知られ、このような日本Ⅱ「中国」観の拡大が一つの底流となり、宝龜期の日本中心主義的立場の表明につながっていくことになるのではあるまいか。以上、乏しい知見の中で、日本中心主義的立場の成因に触れた。しかし、注意せねばならないのは、この立場が唐に対して表明された例は、管見の限りでは、見当たらないという点であろう。例えば本章冒頭で掲げた「勅日本国王書」の「主明樂美御徳」は、別稿で述べたように、日本には君主号の和名であるものを、唐には姓名と受けとらせる意図で、日本側が示した用字(令義解の用字と殆ど等しい)であると考えられる。これは確かに事大的立場とは異なる日本の外交姿勢の存在を窺わせるが、対等意識や日本中心主義的立場を明示したものとは言えない。即ち、宝龜期の例に代表されるように、日本の日本中心主義的立場が対唐国際外交の場面で表明されることはなかったのである。

建国後間もない唐から帰国した遣隋留学生達は、「其大唐国者法式備之珍国也。常須<sub>レ</sub>達。」と奏上した(『書紀』推古三十一年七月条)。この言葉こそが日本の対唐外交の基調を示すもので、それは唐への尊崇に基づく事大的立場であったとすることができよう。日本は唐の冊封こそ受けなかったが、それを以て対等外交を展開したと見るのは早計で、日唐の史料の示すところは右の通りである。そしてこの立場は九世紀以降の対中国外交においても、長く保持されたのであった。(67)

本章では、事大的立場と日本中心主義的立場という、律令国家の二つの対唐観について、唐側の受け取り方、日本側史料に見える各々の立場の成因などに検討を加えた。この二つの立場は、既に八世紀前半の天平期には存し、いずれも八世紀初の唐―絶域という白紙状態から、新たな対唐観として生成したものと考えられる。しかし、実際の対唐外交においては、伝統的に存在した事大的立場が主流を占め、もう一つの対唐観は国際的に表出すべくもなかったのである。勿論、日本中心主義的立場は国内的には存続し、次章で触れるような、日本と唐とが対等であったと見る考え方を生んでいる。ただ、それはあくまで主観的、国内的な観念に留まったと見るべきで、実際の日唐通交において、「対等外交」がとられたという明証は見出し難いと言わねばならない。

では、以上のように、日唐の通交形態上、「対等外交」を認めないとすれば、国書問題については如何であろうか。「対等外交」の根拠は、結局、遣隋使の国書（『隋書』東夷伝倭国条・大業三年「日出処天子、致書日没処天子。無恙云々。」）を対等の書式と見る点、遣唐使が国書を携行しなかったとする点、に要約されよう。最後に、こうした国書の書式や携行・不携行の問題に触れ、古代日本の対唐観に関する小考のまとめとしたい。

### 三 遣唐使の国書問題をめぐって

日本の遣唐使が国書を携行したか否かに関しては、従来、対唐外交における対等性要求という見方とともに、不携行説が有力であった。<sup>(68)</sup>その最

大の論拠は、『性霊集』巻五「為大使一与福州觀察使一書」に「又竹符銅契。本備奸詐。世淳人質。文契何用。」、「所献信物。不用印書。」とあること、日唐の史料に国書携行が見えないこと、であると整理できよう。

しかし、不携行説の二つの論拠に対しては、最近相次いで疑問が呈された。まず『性霊集』については、先掲部分が国書とは無関係で、むしろ積荷の明細書の如きものを携行しなかったことを示すとする見方は既に呈されていたが、西嶋定生氏は、用語の詳細な検討から、改めてその立場を明確にされた。<sup>(70)</sup>私もこの見解を支持したいと思う。今、私なりに『性霊集』の構造を示せば、次の如くであり、<sup>(71)</sup>

i 「賀能啓」で始まる冒頭部分 / ii 「伏惟。大唐聖朝。」～「起昔迄。今。相繼不絶。」・遣唐使派遣（過去）理由 / iii 「故今。我国主。」～「非我力之所能也。」・今次の遣使目的（「奉献国信別貢等物。」）と途次の苦勞 / iv 「又大唐之遇日本也。」～「君子之國。蓋為此歎。」・過去の唐の日本使人の扱い（上客として扱い、「与夫璞々諸蕃、豈同日而可論乎。」）と日本使人の態度（先掲部分はこの箇所に出ている） / v 「然今。州使責以文書。」～「率然禁制。手足無厝。」・今回の州使の扱い / vi 「又建中以往。」～「不檢船物。」・建中年間（七八〇～三）以前の唐の日本使人の扱い / vii 「今則。事与昔異。」～末尾・今回の州使の扱いへの不満と待遇改善要求  
本文書の中心はV以下の部分、

然今。州使責以文書。疑彼腹心。檢括船上。計教公私。斯乃。理合。法令。事得道理。官吏之道実是可然。雖然。遠人乍到。

触<sup>レ</sup>途多<sup>レ</sup>憂。海中之愁。猶委<sup>ニ</sup>胸臆。德酒之味未<sup>レ</sup>飽。心腹。率然禁制手足無<sup>レ</sup>厝。又建中以往。入朝使船。直着<sup>ニ</sup>揚蘇。無<sup>ニ</sup>漂蕩之苦。州県諸司。慰勞懇懇。左右任<sup>レ</sup>使。不<sup>レ</sup>檢<sup>ニ</sup>船舶。今則事与<sup>レ</sup>昔異。遇將望疎。底下愚人。竊懷<sup>ニ</sup>驚恨。伏願。垂<sup>ニ</sup>柔<sup>レ</sup>遠之惠。願<sup>ニ</sup>好<sup>レ</sup>隣之義。從<sup>ニ</sup>其習俗。不<sup>レ</sup>怪<sup>ニ</sup>常風。 (下略)

にあると考えられる。つまりこの文書は、船舶検括への不平を述べているのであり、州使に提出を求められた「文書」とは、船舶に関する公憑(宋の公憑の実例は『朝野群載』卷二十参照)の如きものであったと見るのが至当であろう。因みに、今回州使が船舶に関する文書提出を求めたのは、福州という場所(遣唐使到着の前例は括州が最南端)、安史の乱後の唐側の入京人数や貿易の制限(例、遣唐使(14)〔宝亀6〕—『統紀』宝亀九年十月乙未、十一月乙卯条)などによると思われる、また福州觀察使の赴任直後という事情(『後紀』延暦廿四年六月乙巳条)も関係したのかもしれない。したがって『性霊集』は、船舶に関する文書の不携行—唐の貿易統制への認識不足のためか—を示すだけで、国書不携行説の根拠にはなり得ないのである。

次に日唐の史料に国書携行が見えないという点に関しては、『冊府元龜』卷九九九外臣部請求「(開元)廿三年閏十一月、日本国遣<sup>(七三五)</sup>其臣名代<sup>(七三五)</sup>来朝、獻<sup>(七三五)</sup>表懇<sup>(七三五)</sup>求<sup>(七三五)</sup>老子經本及天尊像、以婦<sup>(七三五)</sup>于国、発<sup>(七三五)</sup>揚聖教、許<sup>(七三五)</sup>之、卷九九七同技術「倭国、以<sup>(七八〇)</sup>徳宗建中初、遣<sup>(七八〇)</sup>大使真人興能、自<sup>(七八〇)</sup>明州路、奉<sup>(七八〇)</sup>表獻<sup>(七八〇)</sup>方物」と、遣唐使(9)〔天平4〕、(15)〔宝亀9〕が「表」を献じた記事の存在が指摘されている。<sup>(七三)</sup>

以上により、国書不携行説は最大の論拠を失ったと言うことができる。

しかし、携行説にとっても、『性霊集』は問題解決の論拠にならないことが判明しただけであり、中国史料における「表」の存在は、中国側の受け取り方はわかるものの(但し、後掲表天智三年の例のように、正史に「表」とあっても、実際の書式は異なる場合もあり、書式決定はできない)、依然日本側史料に明証を得ておらず、必ずしも日本側の積極的な携行を裏付けるものではあるまい。つまり日本側史料に国書携行の明証を求めると、国書携行とすれば、その書式如何を考えることが必要になるのである。私は、対唐外交は「対等外交」ではなく、基本的に朝貢であったと見ており、やはり遣唐使は国書を携行したのではないかと考えている。そこで、以下では、上記二点について私見を明らかにし、国書携行説をより確実なものにしたい。

表 隋・唐から日本に宛てた国書

年次	使人名	概要・出典等
推古16	隋使裴世清	「皇帝問倭王」(a)／『善隣国宝記』所載元永元年諸家勘文所引「経籍後伝記」
舒明4	唐使高表仁	(日本を冊封する国書があったか?)
白雉5	遣唐使(3)	高宗の「璽書」(aカ) (新羅救援命令)／『新唐書』東夷伝日本条
天智3	唐使郭務悰	表函を進める／『書紀』天智三年五月甲子条 ◎『善隣国宝記』天智三年条所引「海外国記」：「將軍牒書」(百濟鎮將の牒)を進上
天智4	唐使劉徳高	表函を進める／『書紀』天智四年九月壬辰条

天武元	唐使郭務悰	「大唐皇帝敬問倭王書」(「a」)／右掲諸家勘文 ◎天智十年のものは「大唐帝敬問日本国天皇」、天武元年のものは上掲の如くであったというが、『書紀』によると、郭務悰は天智十年十一月来日、天武元年四月に書函を進めており、後者をとる
養老2	遣唐使(8)	「皇帝敬到」(「致カ」)書於日本国王」(「c」)／右掲諸家勘文 ◎ (7)大使坂合部大分に付す
天平8	遣唐使(9)	「勅日本国王明奈美御徳」(「b」)／『曲江集』巻七
勝宝4	遣唐使(11)	「懐敬問之詔」(「皇帝敬問」カ)「a」)／王維の詩
宝亀10	唐使孫興進	唐朝書を上る／『統紀』宝亀十年五月癸卯条
延暦24	遣唐使(16)	勅書(「aカ」)函を附す／『後紀』延暦廿四年六月乙巳条
承和6	遣唐使(17)	大唐勅書(「aカ」)を奏す／『統後紀』承和六年九月乙未、丙申条

まず唐がほぼ毎回遣唐使に国書を付している点に、注意を喚起してきた<sup>(74)</sup>。日本側正史に唐の国書掲載がないのは、日本よりの国書不携行と釣り合いを保つためであるという見方もあるが、右表のように、正史にも唐からの国書があったことは記されており、この見解は必ずしも的を射たものとは言えない。また唐の国書は内記が保管したらしく(『統後紀』承和六年九月丙申条)、右表の諸家勘文に利用されているように、秘蔵されていた訳ではない。したがって正史への内容不掲載については、別の理由を考えるべきで、『書紀』には隋の国書が掲載されていること(推古十六年八月壬子条)、五国史の時代には日本Ⅱ「中国」観が成立していること等により、ここでは、国内的には一定の地歩を占めた日本

中心主義的立場と唐の国書が矛盾するものであったため、正史に不掲載となったと憶断しておきたい。

なお、唐の国書の書式は、中村裕一氏の研究によると、a慰勞制書Ⅱ「皇帝(敬)問某」の形式、「塵書」Ⅱ「勅(書)」とも称す、b論事勅書Ⅱ「勅某」の形式、aよりも劣る相手に出す、の二つであり、いずれも皇帝が臣僚に下す文書であった。またc「致書」は、対等関係を示す国家間の文書であり、君臣関係がない場合にも用いられることが指摘されている<sup>(77)</sup>。そうすると、唐の国書は、大宝以前のaから、大宝以後はc↓b↓aと変化し、aに落ち着いたと見ることが出来る。これは、八世紀初には、絶域たる日本の扱いは未定で、当初は君臣関係を示さないc、次いで朝貢国としてb↓aとなったと解し得るのではあるまいか。因みに、遣唐使(8)「靈龜2」に付された(実際は(7)「大宝元」)大使坂合部大分に付す「致書」文書を右のように理解すると、遣唐使の「致書」も対等関係以外の考え方ができそうであるが、如何であろうか。ただ、この文書には「天子」、「日出処」と「日没処」など、他の要素の問題も残っており、ここでは右の視点を記すに留め、識者の御教示を俟ちたい。

さて、以上のように、唐は日本の遣唐使に国書を付すのを通例としていた。また「入唐求法巡礼行記」開成三(八三三Ⅱ承知五)年九月二十日条に、円仁の台州行き申請に対して、唐が「須待本国表章到、令発赴一者」と応じたという「表章」を、国書と解せば、唐は遣唐使に国書提出を期待していたことがわかる。この場合、円仁は入京しておらず、国書奉呈面の有無は不明であるが、先の中国側史料の「表」の存在と合せて、ともかく中国側の意識を看取することはできよう。

では、日本側史料に国書携行の明証が存するであろうか。五国史には国書提出の記事は見えない。また右表中の諸家勅文は、来日宋商人が實した宋の国書を「此書叶<sup>レ</sup>旧例<sup>一</sup>否、命<sup>レ</sup>諸家<sup>一</sup>勅<sup>レ</sup>之」時のものであり（『善隣国宝記』鳥羽院元永元年条）、『百鍊抄』元永元年六月八日条にも返牒・方物差遣の当否が勅申されたことが見える。しかし、現存勅文による限りは、日本側の例としては、推古紀の隋への国書（後掲）と右表天智三年の場合（『日本鎮西筑紫大將軍牒』を百濟鎮將に付す）しか勅申できていない。一方、『玉葉』承安二年九月廿二日条には、「上古相互送<sup>レ</sup>使贈<sup>レ</sup>物、其牒状、自<sup>レ</sup>大唐<sup>一</sup>ハ天皇に送上と書、彼國王ヲハ天子ト書、自<sup>レ</sup>我朝<sup>一</sup>ハ又送ト書、相互無<sup>レ</sup>差別<sup>一</sup>」との記載が見える。但し、「上古」とはいつのことか不明で、少なくとも右表の唐の国書の書式とは合致しないし、また「対等外交」の見方に立っている点でも、この史料には信頼は置き難いと思われる。

次に公式令<sup>一</sup>詔書式条集解の記載から、遣唐使の国書持参が想定されていたとする意見もある。<sup>(80)</sup>

古記云。御宇日本天皇詔旨。對<sup>レ</sup>隣国及蕃国<sup>一</sup>而詔之辭。問。隣国与<sup>レ</sup>蕃国<sup>一</sup>何其別。答。隣国者大唐。蕃国者新羅也。／穴云。（中略）問。蕃国与<sup>レ</sup>隣国<sup>一</sup>有<sup>レ</sup>別哉。答。合<sup>レ</sup>有也。仮。遣<sup>レ</sup>蕃国<sup>一</sup>者。用<sup>レ</sup>此式。使來時亦同。通<sup>レ</sup>隣国<sup>一</sup>者合<sup>レ</sup>別勅。不<sup>レ</sup>依<sup>レ</sup>此式。但使來明合<sup>レ</sup>放<sup>レ</sup>用此式<sup>一</sup>也。无<sup>レ</sup>別条<sup>一</sup>故也。未<sup>レ</sup>審。可<sup>レ</sup>檢。

しかし、穴記中略部分でも「宣」が問題とされているように、詔書式は宣命の書式であり、国書の書式は別に存したので、やはり国書携行の証左とはならないのではあるまいか。

そこで、次のような例に注目したい。まず遣唐使⑭（宝龜6）の大使佐伯今毛人が病により渡海を辞退した際、『統紀』宝龜八年六月辛巳朔条には、「到<sup>レ</sup>唐下<sup>一</sup>牒之日。如借<sup>レ</sup>問無<sup>レ</sup>大使<sup>一</sup>者。量<sup>レ</sup>事分疏。其石根者著<sup>レ</sup>紫。猶称<sup>レ</sup>副使。其持<sup>レ</sup>節行<sup>レ</sup>事一如<sup>レ</sup>前勅<sup>一</sup>。」との指示が見える。この場合、「牒」は国書ではなく、『入唐求法巡礼行記』にも見える（開成三年八月三日、十日条など）ように、遣唐使が唐の官人と意志を交換する時に用いる文書であろうが、ともかくも遣唐使が文書を使用したことが確認される。そして、『統後紀』承和六年九月丙午条には、帰朝遣唐使を慰勞した詔の中に、「大唐天子止<sup>レ</sup>治勞札。返事モ早速申賜<sup>レ</sup>倍利。」と見えることに注意したい。遣唐使⑯（承和元）は「大唐勅書」を費しており（右表）、「返事」とあるからには、日本からも国書を持参した可能性を窺わせるのではあるまいか。日本の遣唐使派遣は、「本<sup>レ</sup>与<sup>レ</sup>利朝使其国<sup>一</sup>尔遣之其国<sup>一</sup>与<sup>レ</sup>利進渡<sup>一</sup>祿理。依<sup>レ</sup>此<sup>一</sup>使次止遣物<sup>一</sup>曾。悟<sup>レ</sup>此意<sup>一</sup>其人等乃<sup>レ</sup>和美安美<sup>一</sup>応為<sup>レ</sup>久相言<sup>一</sup>部。警<sup>レ</sup>呂之岐事行<sup>一</sup>奈世曾。」（『統紀』宝龜七年四月壬申条、『統後紀』承和三年四月丁酉条）とあり、和順・平穩な通交が期待されていた。とするならば、形式的とはいえ、「君子国」の評を得た日本が、約二十年毎とはいうものの、何度も遣使を行いながら、国際通交の儀礼上最も重要な国書（『延喜式』では元旦、即位と「受<sup>レ</sup>蕃国使表<sup>一</sup>」が大儀）を携行しなかったとは考え難いのである。

以上、結局、国書携行の明証は得られなかったが、ごく僅かながら、国書携行説の可能性を高めることができたと思われる。そこで、最後に、国書携行とすれば、その書式は如何であったかに触れ、本稿の論述を終えたい。

まず日本の国書の実例は、二例が存する。

⑦『隋書』東夷伝倭国条大業三年

日出処天子、致書日没処天子。無恙云々。

①『書紀』推古十六年九月辛巳条

東天皇敬白西皇帝。(中略)謹白不具。

最近、西嶋定生氏は、⑦の「致書」を対等の文書と見る立場から、「致書」では問題が起る(『隋書』には「帝覽之不悦。謂鴻臚卿曰。蛮夷書有無礼者、勿復以聞。」とある)ので、①、公式令詔書式条、「勅日本国王書」などを勘案して、大宝以降は、「明神御宇日本主明葉美御徳敬白大唐皇帝。云云。謹白不具。」の書式を用いたのではないかとされた<sup>(82)</sup>。前述のように、国書の書式とは異なる詔書式に拘泥した点、右の書式を対等性を示すためのものとした点<sup>(83)</sup>などは支持し得ないが、対唐外交での実例が不明である現時点において、たとえ対隋外交の例とはいえ、日本の国書の実例が、⑦・①の如く、「表」形式ではない点を考慮する時、右のような書状(私状)形式を想定されたのは優れた着想であると思う。

そこで、注目したいのが、日渤海渉における渤海の国書である。新羅の元礼要求以後の日羅間の国書のあり方(日||慰勞詔書(「天皇敬問」の形式)―羅||国書ナシ)を参照して、「日本の遣唐使が唐帝よりの勅書を授かりながら日本天皇よりの国書を携行しなかったと思われる事情とよく似ている」と解する意見もあるが、日本の対唐外交が「対等外交」でなかったことは前二章で述べた通りである。また新羅使は、国書不携行の明確な最初の使人王子金泰廉の時こそ入京を許されたが、今後の表

文携行を指示され(『統紀』天平勝宝四年六月壬辰条)、以後は特例を除いて、国書なき場合は放却を命じられている(天平宝字四年九月癸卯、同七年二月癸未、宝龜五年三月癸卯条など)。したがって殆ど問題なく受け入れられた遣唐使と比することはできず、この見方を支持する訳にはいかない。そこで、日本の対唐外交が基本的には朝貢で、国書携行の可能性が高いという立場に立つ時、むしろ日渤海渉に注目せねばならない。日渤海渉では、日||慰勞詔書―渤海||啓、という形がとられた<sup>(86)</sup>。渤海の「王啓」は、王名の前に「臣」字がなく(「某啓」の形)、「永敦隣好」と述べることで、書式上は上長に奉ずる形式をとりながら、内容上は相手を同格に扱うという渤海の対日外交姿勢に基づくものであったと言われている<sup>(87)</sup>。先述のように、「隣好」が即対等関係を示すかは疑問もあるが、日本側も、日渤海を「族惟兄弟、義則君臣」(『統紀』天平勝宝五年六月丁丑、宝龜三年二月己卯条)と認めており、「隣好」の表現、貢献物の名称も互いに信物、土毛等―新羅には許さなかった―の表現を用いるなど、あくまで朝貢を要求して対立した日羅関係とは異なるところがあつた。

以上のような日渤海関係を参照する時、私は、遣唐使の国書は、「日本国王主明葉美御徳」で始まる書状形式(啓、敬白など)ではなかったかと考え、先の西嶋氏の見解を支持したい。しかし、冊封下になかったとはいえ、「東蕃」の一国たる日本が、「表」ではなく、書状形式によって通交を認められたか否かは問題が残るところで、唐の外交形式に関するより深い理解が必要であろうが、今は右の憶測を記すに留め、今後の検討に委ねたい。

## むすび

本稿では、対唐外交が「対等外交」であり、遣唐使は国書を携行しなかったという「通念」に再検討を試みた。いずれの点についても曖昧な解答しか出せなかったが、対唐外交は基本的には朝貢であり、遣唐使は国書を携行したという立場を、些かなりとも補強し得たと考えている。ただ、日本の律令国家には二つの対唐観があり、日本中心主義的立場―「対等外交」主張の一つの根拠ともなる―は国際的には表明されなかったが、正史へ唐の国書の内容を掲載しないなど、国内的には一定「以上」の影響力を有していた。そうしたいわば二重の対唐観の存在が、いかにして日本の対唐外交方針の決定に作用したか、また外交方針を決める場は如何であったか、などは未解明であり、「はじめに」で触れた外交機関・機構の研究と合せて、今後の課題としたい。

文中、憶測に頼った部分も多く、不十分な点は多々あるかと思われるが、諸賢の照覧に委ね、ひとまず擱筆することにした。

## 註

- (1) 鈴木靖民「奈良時代における対外意識」(『日本史籍論集』上巻、吉川弘文館、一九六九年)、酒寄雅志「古代東アジア諸国の国際意識」(『歴史学研究』別冊、一九八三年)など。
- (2) 石上英一「日本古代一〇世紀の外交」(『日本古代史講座』7、学生社、一九八二年)、「古代国家と対外関係」(『講座日本歴史』2、東京大学出版会、一九八四年)など。

- (3) 田島公「日本の律令国家の『賓礼』」(『史林』六八の三)、平野卓治「律令位階制と『諸蕃』」(『日本古代の政治と制度』続群書類従完成会、一九八五年)、ブルース・バートン「律令制下における新羅・渤海使の接待法」(『九州史学』八三)、中野高行「慰勞詔書に関する基礎的考察」(『古文書研究』二三)など。
- (4) 本稿では、『国史大辞典』5(吉川弘文館、一九八五年)「けんとうし」の項の「遣唐使一覽」を参照し(天智六年十一月の伊吉博徳らは唐本国に行っていないので除いた)、遣唐使の次数を次のように数える(次数、任命・出発年月)。
  - (1)舒明二年八月、(2)白雉四年五月、(3)同五年二月、(4)齊明五年七月、(5)天智四年、(6)同八年、(7)大宝元年正月任↓同二年六月、(8)靈龜二年八月任↓養老元年三月、(9)天平四年八月任↓同五年四月、(10)天平十八年任↓中止、(11)天平勝宝二年九月任↓同四年閏三月、(12)天平宝字三年正月任↓同三年二月、(13)同五年十月任↓同六年四月再編↓中止、(14)宝龜六年六月任↓同八年六月、(15)同九年十二月任↓同十年五月、(16)延暦二十年八月任↓同二十二年四月↓同二十三年三月、(17)承和元年正月任↓同三年五月↓同四年七月↓同五年七月、(18)寛平六年八月任↓中止
- (5) 西嶋定生「七世紀の東アジアと日本」(『日本古代史講座』5、学生社、一九八一年)。
- (6) 『旧唐書』は「王子」と記すが、池田温「裴世清と高表仁」(『日本歴史』二八〇)により、「王」とするのがよい。
- (7) 森克己「遣唐使」(至文堂、一九六六年)、井上秀雄『変動期の東アジアと日本』(日本書籍、一九八三年)など。

- (8) 木宮泰彦『日支交通史』上巻(金刺芳流堂、一九二六年)、森註  
 (7) 書、山田英雄「日・唐・渤海の国書について」(『日本考古学・古代史論集』吉川弘文館、一九七四年)など。  
 (9) 拙稿「『天皇』号の成立をめぐる」(『日本歴史』四一八)。  
 (10) 平野邦雄「書評・森公章『天皇』號の成立をめぐる」(『法制史研究』三四)、川北靖之「日唐律令における君主の称号について」(『神道史論叢』国書刊行会、一九八四年)など。  
 (11) 拙稿「天皇号の成立とその意義」(『古代史研究の最前線』第一巻、雄山閣、一九八六年)。なお、西嶋定生「遣唐使と国書」(『遣唐使研究と史料』東海大学出版会、一九八七年)も同様の見解を呈している。  
 (12) 石母田正「天皇と『諸蕃』」(『法学志林』六〇の三、四)。  
 (13) 佐伯有清「新撰姓氏録の研究」考証篇第四(吉川弘文館、一九八二年)四〇六頁～四一九頁参照。  
 (14) 国史大系本、朝日本はともに「…勅使。謝時和…」と読んでいるが、天平宝字五年八月甲子条では、中調者謝時和と蘇州刺史李岫が造船、水手選定の平章を行っている。勿論、彼らは勅命によつたのであるが、選定主体は彼らであり、水手を勅使と見ることはできないので、本稿のように読む。

- (15) 拙稿「耽羅方肺考」(『続日本紀研究』二二九九)参照。  
 (16) 宝亀十年十月癸丑条で新羅使とともに来日した唐客高鶴林ら五人は、この新羅使が耽羅漂着の第四船救出に関連して来日したこと(註(15)拙稿)、同十一年正月己巳条に唐使判官高鶴林と見え

ることなどから、今回の唐使の一行で、遣唐使第四船に同乗していたものと考えられる。なお、『唐大和上東征伝』に「都虞天侯冠軍大將軍太常卿(正三品相当)上柱国高鶴林」とあるのは、大使趙宝英の帶官(掖庭令〔從七品下〕)と比べて疑問が残り、後考を俟ちたい。

- (17) 註(16)参照。  
 (18) 滝川政次郎「江都集礼と日本の儀式」(『岩井博士古稀記念論文集』、一九六三年)。  
 (19) 鍋田一「六・七世紀の賓礼に関する賞書」(『律令制の諸問題』汲古書院、一九八四年)。以下、両使の比較はこの論文による。  
 (20) 石母田註(12)論文も同様の指摘を行う。  
 (21) 坂本太郎『聖徳太子』(吉川弘文館、一九七九年)一二〇頁～一二二頁、鍋田註(19)論文など。  
 (22) 角田文衛「勅旨省と勅旨所」(『古代学』一〇の二～四)は、宝龜期の勅旨省は内藏寮と重複する機能を有していたとする。  
 (23) 石母田註(12)論文。  
 (24) 『栗里先生雜著』卷八「石上宅嗣補伝」(明治二十年十二月九日稿)による。『古事類苑』外交部八四六頁～八四七頁所収のものとの校異は「」で示した。  
 (25) 由水生「遣唐使」(『歴史地理』五の二、三)、西岡虎之助「遣唐使」(『中央史壇』六の四)など。  
 (26) 田島註(3)論文。  
 (27) 大沢清臣に關しては、石井庄司「大澤清臣が事ども」(『神道大系月報』六一)参照。

- (28) 平野邦雄「国際関係における“帰化”と“外蕃”」(『大化前代政治過程の研究』吉川弘文館、一九八五年)。なお、『平安遺文』八一四三三〇号大同二年四月廿九日大宰府牒にも、唐「遠蕃」の意識が見えている。
- (29) 対隋外交については、徐先堯「隋倭国交の対等性について」(『文化』二九の二)など参照。
- (30) 石母田註(12)論文。
- (31) 川北註(10)論文など。
- (32) 金子修一「唐代の国際文書形式について」(『史学雑誌』八三の一〇)など参照。
- (33) 註(9)、(11)拙稿参照。
- (34) 石原道博「中国における隣好的日本観の展開」(『茨城大学文学部紀要』二)、森註(7)書など。
- (35) 湯浅幸孫「遣唐使考弁二則」(『日本歴史』四六四)も同様の指摘を行う。
- (36) 石母田註(12)、平野註(28)論文など。
- (37) 山尾幸久「遣唐使」(『日本古代史講座』6、学生社、一九八二年)は否定説、石井正敏「唐の『將軍吳懷実』について」(『日本歴史』四〇二)、「大伴古麻呂奏言について」(『法政史学』三五)は肯定説。
- (38) 浜田耕策「唐朝における渤海と新羅の争長事件」(『古代東アジア史論集』下巻、吉川弘文館、一九七八年)。
- (39) 石母田註(12)論文など。
- (40) 因みに、唐の日本への国書は慰勞制書に定着し(三の表参照)、唐末の『翰林学士院旧規』「答蕃書并使紙及宝函等事例」によると、新羅・渤海はそれより劣る論事勅書であるという。但し、右の書には日本の規定は見えず、この時の「大国」との関係の有無については後考を俟ちたい。
- (41) 石上英一「古代東アジア地域と日本」(『日本の社会史』第一巻、岩波書店、一九八七年)八六頁。
- (42) 浜田註(38)論文。
- (43) 金子修一「唐代冊封制一斑」(『東アジア史における国家と農民』山川出版社、一九八四年)。
- (44) 研究史は増村宏「旧新両唐書日本伝の理解」(『鹿児島経大論集』一八の三)参照。
- (45) 増村宏「矜大、不以実対について」(『鹿児島経大論集』二〇の一)、井上註(7)書。
- (46) 田中健夫・石井正敏「古代日中関係編年史料稿」(『遣唐使研究』と史料)東海大学出版会、一九八七年)二七八頁にも同様の見方が示されている。なお、年号については、唐の冊封下に入った新羅が、独自の年号使用を問責された例がある(『三国史記』羅紀真徳王二年冬、四年是歳条)ので、独自の年号の存在は疑われなかったと考える。
- (47) 石母田註(12)論文。
- (48) 西嶋定生「六一八世紀の東アジア」(『岩波講座日本歴史』古代2、岩波書店、一九六二年)。

(49) 西嶋註(5)、(48)論文、金鉉球「初期の日・唐関係に関する一考察」(『日本歴史』四二三)など。

(50) 平野註(3)論文。

(51) 遣唐使の唐での任官例は次の通りである。

(7) 押使粟田真人↓司膳卿、副使巨勢邑治↓率、大使坂合部大伴(8)とともに帰国)↓衛尉少卿、(11)大使藤原清河↓特進、副使大伴古麻呂↓銀青光祿大夫光祿卿、同吉備真備↓銀青光祿大夫秘書監衛尉卿、(16)判官高階遠成↓中大夫試太子中允、(その他、『後紀』延暦廿四年六月乙巳条に「賜使人告身」とある)、(17)大使藤原常嗣↓雲鷹將軍檢校太常卿兼左金吾衛將軍員外置同正員

(52) 唐以外に「絶域」を用いた例は、『統紀』養老元年十一月甲辰条「高麗百濟二国士卒。遭<sub>レ</sub>本国乱。投<sub>レ</sub>於聖化。朝廷憐<sub>レ</sub>其絶域。給<sub>レ</sub>復終<sub>レ</sub>身。」、『類聚国史』卷一九四弘仁十一年正月甲午条(渤海への国書)の「悠悠絶域」の二例であろう。前者は滅亡国のため、後者は文字通りの地理的遠隔を示すために「絶域」を用いたと考えておきたい。

(53) 国名表記については金子註(43)論文参照。

(54) 『書紀』でも「唐国」を用いた例がいくつかあるが、五国史では「大唐商人」という言い方を除けば、「大唐」の用例は少ない(原史料の引用は除く)ように思われる。

(55) 但し、『那須国造碑』には「永昌元年」の年号が見え、一定の知識は流入か。

(56) 鈴木靖民「『賦役令』外蕃還条覚え書」(『国学院雑誌』六八の一〇)など。

(57) 平野註(38)論文。

(58) 井上光貞・青木和夫・亀田隆之「〔輪講〕賦役令・田令」(『日本歴史』一四九)三三頁。

(59) 鈴木註(56)論文。

(60) 賦15は復除年数は復原できないが、その他の部分は大寶、養老両令文は同文である。また唐開元二十五年令文の構造・復除年数は養老令文と同じである。

(61) 古記が養老令文を知っていたことは、賦役令21免期年徭役条、衣服令2親王条集解古記などに明らかであり、その他、大寶令文にはなかった陵戸の語の使用例もある。

(62) 但し、註(15)拙稿で触れたような、令釈や義解が古記の説・例を継承した結果、「蕃」に区別が見られるもの(職18、公86の令釈、「雑令29蕃使往還条義解」)は除いた。

(63) この条文については註(60)参照。

(64) 鈴木、酒寄註(1)論文など。

(65) 『統紀』は編纂史料であるから、正史に窺われる日本「中国」観により、後に改変が加わった可能性もあるが、本条の場合、もとになる法令に依拠した蓋然性が高い。

(66) 註(9)、(11)拙稿参照。

(67) 森註(7)書、石母田正「日本古代における国際意識について」(『思想』四五四)など。

(68) 註(8)の諸論文、バートン註(3)論文、王金林『奈良文化と唐文化』(六興出版、一九八八年)一〇六頁〜一〇八頁など。

- (69) 板沢武雄「日唐通交に於ける国書問題について」(『史林』二四の一)など。
- (70) 西嶋註(11)論文。
- (71) 川北註(10)、西嶋註(11)論文などは、viの「建中以往」を「建中以降」と解しているが、建中元々宝龜十一年であり、この間、遣唐使(延暦20)まで遣使はないので、「以往」は「以前」と解すべきであろう。
- (72) 中国における貿易統制のあり方は、森克己『新訂日宋貿易の研究』(国書刊行会、一九七五年)三三頁〜四五頁などを参照。
- (73) 山尾註(37)論文。
- (74) 板沢註(69)論文などでも指摘されている。
- (75) 山田註(8)論文。
- (76) 中村裕一「唐代の慰勞制書に就いて」(『律令制』汲古書院、一九八六年)。
- (77) 中村裕一「隋唐五代の『致書』文書に就いて」(『武庫川女子大史学研究報告』V)。
- (78) これらをめぐる論争については、西嶋定生「遣隋使と国書問題」(『学士会会報』七七六)に簡便な整理がある。
- (79) 足立喜六訳注、塩入良道補注『入唐求法巡礼行記』1(平凡社、一九七〇年)四四頁。
- (80) 西嶋註(11)論文。
- (81) 中野高行「慰勞詔書と『对蕃使詔』の関係について」(『古文书研究』二七)は、詔書式は和文を宣し、その内容が漢文化されて
- 慰勞詔書に盛り込まれると見ている。
- (82) 西嶋註(11)論文。
- (83) 但し、西嶋註(11)論文八四頁〜八五頁では、对等姿勢は国内向けのポーズ、国書には「国王」の字を入れ、君臣関係を示した、書式は「表」の可能性もある、などの示唆も示されている(西嶋氏自身はこれらを否定)。
- (84) パートン註(3)論文。
- (85) 『統紀』天平宝字八年七月甲寅条—唐国勅使韓朝彩に日本国僧戒融の本国達不を告げるため、宝龜元年三月丁卯条—藤原河清、朝衡の書を費す、同十年十月乙巳条—耽羅漂着の遣唐使救出(但し、同十一年二月庚戌条では、「表」なくして入京なしという原則が示されている)。
- (86) 『統紀』天平勝宝五年六月丁丑条では上表文でない点が問責され、天平宝字三年正月庚午条には「表」奉呈の記事も見えるが、啓形式が基本であった。
- (87) 石井正敏「第一回渤海国書について」(『日本歴史』三二九)。
- (88) 『統紀』宝龜三年二月己卯条、『類聚国史』卷一九四弘仁十三年正月癸丑、天長三年五月辛巳条、『統後紀』承和九年四月丙子条、『三代実録』貞観十五年五月廿五日条、『都氏文集』卷四元慶元年六月十八日太政官牒など。
- (89) 拙稿「古代耽羅の歴史と日本」(『朝鮮学報』一一八)参照。  
(日本学術振興会特別研究員)